

平成30年第1回定例会 議案説明資料

《予算関係案件》

議第1号 平成30年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について 【議案資料 1】 …… 1

《条例改正関係案件》

議第2号 南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 2】 …… 2

議第3号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 3-1~3-2】 …… 3

議第4号 南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 4】 …… 5

議第5号 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 5】 …… 6

議第6号 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について 【議案資料 6】 …… 7

南 和 広 域 医 療 企 業 団
平 成 3 0 年 2 月 2 2 日

平成30年度 病院事業会計当初予算概要について

収益的収入及び支出

収入

第1款	南奈良総合医療センター	8,039,538	千円
第1項	医業収益	6,561,177	千円
第2項	医業外収益	1,351,931	千円
第3項	看護師養成事業収益	126,430	千円
第2款	吉野病院	1,326,714	千円
第1項	医業収益	1,262,266	千円
第2項	医業外収益	64,448	千円
第3款	五條病院	765,347	千円
第1項	医業収益	665,796	千円
第2項	医業外収益	99,551	千円
収入合計		10,131,599	千円

支出

第1款	南奈良総合医療センター	8,100,353	千円
第1項	医業費用	7,715,095	千円
第2項	医業外費用	263,396	千円
第3項	看護師養成事業費用	111,519	千円
第4項	特別損失	9,343	千円
第5項	予備費	1,000	千円
第2款	吉野病院	1,185,582	千円
第1項	医業費用	1,181,582	千円
第2項	医業外費用	0	千円
第3項	特別損失	3,000	千円
第4項	予備費	1,000	千円
第3款	五條病院	1,044,690	千円
第1項	医業費用	1,040,690	千円
第2項	医業外費用	0	千円
第3項	特別損失	3,000	千円
第4項	予備費	1,000	千円
支出合計		10,330,625	千円

収支 非現金収支分

	-60,815	123,187
	141,132	56,898
	-279,343	190,713
	-199,026	370,798

実質収支

171,772

県からの借入金の償還

-50,384

県からの借入金償還後収支

121,388

資本的収入及び支出

収入

第1款	南奈良総合医療センター	585,935	千円
第1項	補助金	0	千円
第2項	負担金	585,935	千円
第3項	企業債	0	千円
第2款	吉野病院	0	千円
第3款	五條病院	0	千円
収入合計		585,935	千円

支出

第1款	南奈良総合医療センター	721,320	千円
第1項	建設改良費	85,000	千円
第2項	企業債償還金	585,936	千円
第3項	県借入償還金	50,384	千円
第2款	吉野病院	33,048	千円
第1項	建設改良費	33,048	千円
第3款	五條病院	28,693	千円
第1項	建設改良費	28,693	千円
支出合計		783,061	千円

-135,385

-33,048

-28,693

-197,126

損益勘定留保資金から
197,126千円を補てん

1. 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われた。

これに準じて、奈良県において、職員の育児休業等に関する条例の改正が行われた。

当企業団においても、南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例について、県の対応に準じて上記に係る改正を行うほか、所要の改正を行う。

2. 改正概要

1 育児休業の対象となる子の範囲の拡大(第2条の2関係)

児童に親権を行う者の同意が得られなかったため、当該児童の養子縁組里親として委託できない養育里親を育児休業を取得可能な者として規定

2 再度の育児休業等をする事ができる特別の事情の追加(第4条、第5条及び第12条関係)

再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長及び再度の育児短時間勤務をすることが可能な特別の事情として「育児休業等に係る子について保育所等の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうち」を新たに追加

3 育児休業をする事ができる非常勤職員を規定(第2条から第4条まで関係)

〔取得要件〕

- (1) 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - ① 引き続き在職した期間が1年以上
 - ② その養育する子が1歳6か月に達する日まで、その任期が満了すること及び引き続き雇用されないことが明らかでない
 - ③ 1週間の勤務日が3日以上、又は1年間の勤務日が121日以上
- (2) 1歳から1歳6か月(又は1歳6か月から2歳)に達するまでの子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員で、子の1歳(又は1歳6か月)到達日の翌日から育児休業しようとするもの
 - ① 非常勤職員本人が子の1歳(又は1歳6か月)到達日に育児休業をしている場合

- ② 子の1歳(又は1歳6ヶ月)到達日後に育児休業することが特に必要と認められる場合

- (3) 任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの

〔取得期間〕

- (1) 原則、子の1歳到達日まで
- (2) 次のいずれにも該当する場合、子の1歳2か月到達日まで
 - ① 配偶者が、子の1歳到達日以前に育児休業をしている
 - ② 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前である
 - ③ 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日以降であること
- (3) 次のいずれにも該当する場合、子の1歳6か月到達日まで
 - ① 本人又は配偶者が、子の1歳到達日に育児休業をしている
 - ② 1歳到達日後の期間について育児休業することが特に必要と認められる場合
- (4) 次のいずれにも該当する場合、子の2歳到達日まで
 - ① 本人又は配偶者が、子の1歳6か月到達日に育児休業をしている
 - ② 1歳6か月到達日後の期間について育児休業することが特に必要と認められる場合

4 部分休業をする事ができる非常勤職員を規定(第23条関係)

〔取得要件〕

次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上
- (2) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上かつ1日の勤務が6時間15分以上

〔取得期間〕

原則、子の3歳到達日まで

5 その他所要の改正

3. 施行期日

公布の日から施行する。

1. 改正趣旨

国において給与等の官民格差解消のため、一般職の職員の給与等に関する法律及び特別職の職員の給与等に関する法律の改正が行われ、奈良県においても、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の改正が行われた。
 当企業団においても、県の対応に準じ、南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例について、上記に係る改正を行うほか、平成30年4月1日に行われる新たな企業長の任命に伴う改正を行う。

2. 改正概要

- 新たな企業長の任命に伴う給料月額及び期末手当額の改正(第3条及び第4条関係)
 新たに企業長に任命される者の年齢、経歴等を踏まえ、給料月額、期末手当基礎額及び期末手当支給割合を次のとおり規定
 - 給料月額 439,800円
 - 期末手当基礎額 給料月額
 - 期末手当支給割合 6月：1.075 12月：1.225
- 企業長・副企業長の期末手当支給率の改定(第4条関係)
 賞与における官民格差を解消する等のため、企業長・副企業長の期末手当支給割合の改定を行う。

<参考> 期末手当の算出式

◆ 期末手当支給額
 期末手当基礎額 × 期末手当支給割合 × 在職期間率

◆ 期末手当支給割合

平成29年度(改定前)			
	6月	12月	年間計
企業長	1.55	1.7	3.25
副企業長			



平成29年度(改定後)			
	6月	12月	年間計
企業長	1.55	1.75	3.3
副企業長			



平成30年度			
	6月	12月	年間計
企業長	1.075	1.225	2.3
副企業長	1.575	1.725	3.3

3. 施行期日

- 平成29年度分の期末手当改定については、公布の日から施行し、平成29年12月1日から遡及適用する。
- 新たな企業長の任命に伴う改正及び平成30年度分の期末手当改定については、平成30年4月1日から施行する。

南和広域医療企業団一般職員に係る給与の改定について

身分関係も含めた地方公営企業法の全部適用のため、改定については規程改正で対応するものであるが、概要については以下のとおり。

平成29年度一般職給与改定の考え方

- ① 企業団職員の給与決定については、原則県準拠の方針
- ② 奈良県人事委員会勧告の県における反映状況を着目
- ③ 決定にあたっては企業団の経営状況を考慮



実施内容：県の改定に準じ、下記内容を行う。

- ① 給料表の改定
県に準じた給料表の改定を行う。(初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定)
- ② 初任給調整手当の改定
医師確保のための措置 (例 308,000円 → 308,300円)
- ③ 勤勉手当の改定 (+0.1月)

H29年度 改定前	6月 0.85	12月 0.85	→	H29年度 改定後	6月 0.85	12月 0.95	→	H30年度	6月 0.9	12月 0.9
--------------	------------	-------------	---	--------------	------------	-------------	---	-------	-----------	------------

施行期日

- (1) ①及び②については、公布の日から施行し、平成29年4月1日から遡及適用する。
- (2) ③の平成29年度分の勤勉手当改定については、公布の日から施行し、平成29年12月1日から遡及適用する。
- (3) ③の平成30年度分の勤勉手当改定については、平成30年4月1日から施行する。

○今回の改定対象者及び影響額

対象者 約460人(構成団体からの派遣職員除く)

影響額 約2,400万円

支給額	2,100万円
共済保険等社会保険料	300万円

【参考】 奈良県人事委員会勧告(平成29年10月)

平成29年 給与勧告等の概要

平成29年10月11日
奈良県人事委員会

奈良県人事委員会(委員長:馬場勝也)は、本日(10月11日)、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、以下のとおりです。

○ 給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 公民較差(0.33%)を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② 期末手当・勤勉手当(ボーナス)を引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

1. 改正趣旨

平成30年4月1日付けで新たな企業長が任命されるため、南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例について所要の改正を行う。

2. 改正概要

県その他の地方公共団体を定年退職し企業長となった者に対する退職手当の不支給(第2条関係)
 県その他の地方公共団体を定年退職し、企業長となった者については、当該地方公共団体において再任用された者が、再任用後退職する際に退職手当が支給されないこととの均衡を図り、退職手当を支給しない旨を規定

<参考>

企業長及び副企業長の退職手当の算出式

◆退職手当支給額

$$\text{給料月額} \times \text{在職月数} \times 0.1$$

3. 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

1. 改正趣旨

国において退職給付における官民格差を解消するため、退職手当支給水準を引き下げるよう国家公務員退職手当法の改正が行われた。

また、国の対応に準じ、奈良県においても、奈良県職員に対する退職手当に関する条例が改正された。

当企業団においても、県の対応に準じ、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の改正を行う。

2. 改正概要

退職手当支給水準の引き下げ(別表第1から別表第4まで関係)
退職給付における官民格差を解消するため、退職事由・勤続年数別支給率を引き下げる。

<参考> 退職手当の算出式

【通常退職の場合】

$$\text{退職日の給料月額} \times \text{退職事由・勤続年数別支給率} + \text{調整額}$$

【勸奨退職の場合】

$$\text{退職日の給料月額} \times (1 + \text{加算率}) \times \text{退職事由・勤続年数別支給率} + \text{調整額}$$

退職事由・勤続年数別支給率

退職事由	6条				7条		8条		公務上死亡 公務上傷病 最低保障
	公務傷病 勤続20年以上 自己都合 勤続11年未満 定年・勸奨 公務外死亡 通勤災害死亡 通勤災害傷病	勤続20年未満 自己都合	勤続11年以上25年未満 定年・勸奨 公務外死亡 通勤災害死亡 通勤災害傷病	勤続25年以上 定年 勸奨 公務外死亡 通勤災害死亡 通勤災害傷病	改正後	現行	改正後	現行	
1	0.837	0.87	0.5022	0.522			1.2555	1.305	3.6A
2	1.674	1.74	1.0044	1.044			2.511	2.61	4.5A
3	2.511	2.61	1.5066	1.566			3.7665	3.915	5.4A
4	3.348	3.48	2.0088	2.088			5.022	5.22	5.4A
5	4.185	4.35	2.511	2.61			6.2775	6.525	
6	5.022	5.22	3.0132	3.132			7.533	7.83	
7	5.859	6.09	3.5154	3.654			8.7885	9.135	(Aは給料の 月額、扶養手 当及び調整手 当の合計)
8	6.696	6.96	4.0176	4.176			10.044	10.44	
9	7.533	7.83	4.5198	4.698			11.2995	11.745	
10	8.37	8.7	5.022	5.22			12.555	13.05	
11	9.2907	9.657	7.43256	7.7256	11.613375	12.07125	13.93605	14.4855	
12	10.2114	10.614	8.16912	8.4912	12.76425	13.2675	15.3171	15.921	
13	11.1321	11.571	8.90568	9.2568	13.915125	14.46375	16.69815	17.3565	
14	12.0528	12.528	9.64224	10.0224	15.066	15.66	18.0792	18.792	
15	12.9735	13.485	10.3788	10.788	16.216875	16.85625	19.46025	20.2275	
16	14.3127	14.877	12.88143	13.3893	17.890875	18.59625	20.8413	21.663	
17	15.6519	16.269	14.08671	14.6421	19.564875	20.33625	22.2235	23.0985	
18	16.9911	17.661	15.29199	15.8949	21.238875	22.07625	23.6034	24.534	
19	18.3303	19.053	16.49727	17.1477	22.912875	23.81625	24.98445	25.9695	
20	19.6695	20.445			24.586875	25.55625	26.3655	27.405	
21	21.3435	22.185			26.260875	27.29625	27.74655	28.8405	
22	23.0175	23.925			27.934875	29.03625	29.1276	30.276	
23	24.6915	25.665			29.608875	30.77625	30.50865	31.7115	
24	26.3655	27.405			31.282875	32.51625	31.8897	33.147	
25	28.0395	29.145					33.27075	34.5825	
26	29.3787	30.537					34.77735	36.1485	
27	30.7179	31.929					36.28395	37.7145	
28	32.0571	33.321					37.79055	39.2805	
29	33.3963	34.713					39.29715	40.8465	
30	34.7355	36.105					40.80375	42.4125	
31	35.7399	37.149					42.31035	43.9785	
32	36.7443	38.193					43.81695	45.5445	
33	37.7487	39.237					45.32355	47.1105	
34	38.7531	40.281					46.83015	48.6765	
35	39.7575	41.325					47.709	49.59	
36	40.7619	42.369					47.709	49.59	
37	41.7663	43.413					47.709	49.59	
38	42.7707	44.457					47.709	49.59	
39	43.7751	45.501					47.709	49.59	
40	44.7795	46.545					47.709	49.59	
41	45.7839	47.589					47.709	49.59	
42	46.7883	48.633					47.709	49.59	
43	47.709	49.59					47.709	49.59	
44	47.709	49.59					47.709	49.59	
45	47.709	49.59					47.709	49.59	

3. 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

1. 改正趣旨

平成30年4月から五條病院4階病棟を「療養病棟」として運用を開始するため、療養病棟の個室料を定める改正を行うもの

2. 主なポイント

○室料の設定

吉野病院の療養病棟個室（C室）と面積、設備ともほぼ同等であるため、吉野病院のC室と同額の室料の設定とする。

C室 1日につき 3,240円

3. 主な改正内容

改正後

別表（第2条関係）

		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料		初診料算定1回につき 1,080円		
室料	特室	1日につき 10,800円	一般病床 1日につき 7,560円 療養病床 1日につき 4,320円	
	A室	1日につき 7,560円		
	B室		1日につき 5,400円	1日につき 5,400円
	C室		1日につき 3,240円	1日につき 3,240円
	D室（2床室）		1日につき 1,080円	



現行

別表（第2条関係）

		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料		初診料算定1回につき 1,080円		
室料	特室	1日につき 10,800円	一般病床 1日につき 7,560円 療養病床 1日につき 4,320円	
	A室	1日につき 7,560円		
	B室		1日につき 5,400円	1日につき 5,400円
	C室		1日につき 3,240円	
	D室（2床室）		1日につき 1,080円	

4. 施行期日

平成30年4月1日から施行する。